

京都市ひきこもり相談窓口運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づく自立相談支援機関に位置付ける、ひきこもり支援のための第一次相談窓口として、京都市ひきこもり相談窓口を設置し、市内でひきこもり状態にある者又はひきこもり状態の前段階にある者やその家族等（以下「ひきこもり者等」という。）を法の対象として、電話、来所、アウトリーチ等様々な手法を用いて、ひきこもり者等及びひきこもり者等の関係機関からの相談を受け付け、適切な支援につなぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひきこもり」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。

- (1) 様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則として6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態
- (2) その他前号に準じる状態

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、京都市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、社団法人又は財団法人その他市長が適当と認める法人に、市が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

(支援対象者)

第4条 支援対象者は、市内在住のひきこもり者等とする。

(職員の配置)

第5条 相談窓口に、次に掲げる要件を備えている者を相談員として配置する。

- (1) 保健師、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を有する者
 - (2) ひきこもり、ニート、不登校など、社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える者の支援に3年以上従事した経験を有する者
 - (3) その他市長が認める者
- 2 前項により配置した者のうち、1名を代表者として定める。
 - 3 前項の代表者は、業務の統括及び受託者にあっては委託者との連絡窓口等の役割を担う。
 - 4 相談員に異動があったときは、受託者は遅滞なく京都市ひきこもり相談窓口相談員異動届（第1号様式）を市長に提出するものとする。
 - 5 市長は、前項の届出を受けたときは、相談員であることを証するものとして、京都市ひきこもり相談窓口相談員証（第2号様式。以下「相談員証」という。）を交付する。
 - 6 相談員は、業務を遂行するときは、相談員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 7 相談員が氏名等の届出事項を変更したとき、又は相談員証を汚損し、若しくは紛失したときは、受託者は京都市ひきこもり相談窓口相談員届出事項変更・証再発行届出書（第3号様式）により市長に届け出るとともに、当該相談員の相談員証を返還し（紛失による場合を除く。）、相談員証の再発行を受けなければならない。
- 8 相談員は、相談員でなくなったときは、相談員証を返還しなければならない。

（事業内容）

第6条 事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ひきこもり者等に対する相談対応及び初期のアセスメント（アウトリーチを含む。）
- (2) 京都市ひきこもり相談窓口の周知広報及びひきこもりに係る正しい理解の普及啓発
- (3) 支援機関への引継ぎ又は同行
- (4) 支援実施状況の収集・蓄積及び支援機関等との支援ノウハウの共有
- (5) その他市長が必要と認める業務

（業務報告）

第7条 市長は、受託者に対し、業務の実施状況等について、適宜報告を求めることができる。

（秘密の保持）

第8条 本事業の実施に当たっては、個人情報の適切な管理に十分配慮したうえで、関係者が業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、適切に対応することとする。

2 関係者は、本事業の実施に当たって、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。受託者にあつては、事業の受託期間が終了した後もまた同様とする。

（経理等）

第9条 受託者は、事業に係る収支を明らかにするとともに、事業の実施状況を適正に記録した書類を整備し、常時委託者の閲覧に応じられるようにしておかなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 京都市ひきこもり相談窓口を運営するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

京都市ひきこもり相談窓口相談員異動届

（宛先）京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	届出者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名） 電話（ ） —

京都市ひきこもり相談窓口運営事業実施要綱第5条第4項の規定に基づき、相談員に異動がありましたので届け出ます。

異動事由 (いずれかの□にチェック)		☐ 配 置 ☐ 解 任 ☐ その他（ ）
異動年月日		年 月 日
相談員区分 (いずれかの□にチェック)		☐ 常勤専従職員 ☐ 常勤換算
相談員の 基本情報	該当要件	☐ 保健師 ☐ 精神保健福祉士 ☐ 社会福祉士 ☐ その他資格（ ） ☐ 第5条第1項第2号に規定する支援経験者
	氏 名	(ふりがな)
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	その他職務に関連する資格、職歴等	

※ 資格については、証明する書類の写しを添付すること。また、相談援助業務経験者については経歴書を添付すること。

[illegible]

經歷書

第2号様式（第5条関係）

（表面）

京都市ひきこもり相談窓口運営事業		NO
京都市ひきこもり相談窓口相談員証		
写真 30mm × 24mm	氏 名	〇〇 〇〇
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	上記の者は、京都市ひきこもり相談窓口相談員であることを証明します。	
〇〇年〇〇月〇〇日 京都市長		

（裏面）

注意事項
1 職務の遂行に当たっては、本証を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
2 本証を改ざんし、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。
3 氏名を変更したとき、又は本証を汚損し、若しくは紛失したときは、速やかに本証の再交付を受けなければならない。
4 身分を失ったときは、速やかに本証を返還しなければならない。

第3号様式（第5条関係）

京都市ひきこもり相談窓口相談員届出事項変更・証再発行届出書

（宛先）京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	届出者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名）
	電話（ ） —

京都市ひきこもり相談窓口運営事業実施要綱第5条第7項の規定に基づき、下記の者（1欄）について、

- ☐ 届出事項の変更（2欄）
☐ 京都市ひきこもり相談窓口相談員証の再交付依頼（3欄）

を届け出ます。

記

1 対象者

相談員区分 (いずれかの□にチェック)	☐ 常勤専従職員 ☐ 常勤換算
氏 名	(ふりがな)

2 届出事項の変更

	変 更 後
氏 名	(ふりがな)
そ の 他 (所有資格・略歴等)	

※ 該当する項目に必要事項を記載すること。

3 京都市ひきこもり相談窓口相談員証の再交付依頼

依頼理由	☐ 上記届出事項の変更 ☐ 汚損 ☐ 紛失（下欄も記載すること）
	・紛失の日 年 月 日 ・紛失時の状況
	・監督責任者氏名 _____

※ 依頼理由が紛失の場合を除き、相談員証を本申請書の余白又は裏面に貼付すること。